~毎月10日は人権を考える日~

「解放令」布告 150 年

1871 (明治4) 年に、「差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにする」という太政官布告(いわゆる「解放令」)が出されました。今年は、それから150年という大きな節目の年を迎えました。

「解放令」によって、制度上は、身分差別を行う法的な根拠はなくなりました。しかし、「部落差別解消推進法」には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と明記されています。せん称が廃止されて150年もたった今も差別が残り、差別事件が起きているのはどうしてでしょうか。なぜ、この「解放令」は、十分に生かされなかったのでしょうか。それを明らかにしないと、「部落差別解消推進法」に明記された、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」という法の「目的」も、単なるスローガンに終わってしまいかねません。

「解放令」を受けて、それまで被差別身分とされた人々は「これから平等に生きられる」と、歓喜にわきました。しかし、民衆には、租税、徴兵、学制など新たな負担が増えました。さらに、被差別部落の人たちがそれまで担っていた仕事は、部落外の大商人によって奪われていきました。一方で人々の間に残された根強い差別意識によって、不安定な職業に就かざるを得ない実態がありました。多くの人の生活はますます苦しくなっていったのです。

明治政府は、差別をなくすための具体的な取組を行いませんでした。そこで被差別部落の人々は、団結して差別に立ち向かっていったのです。

「解放令」を差別からの解放の根拠として立ち上がった人々の姿を忘れることなく、私たち一人一人も、差別解消に向けて具体的に行動できる力を育てていきましょう。

西条市人権教育協議会 西条市人権擁護課